

## 2019 年度 (H31) から



江川幼稚園は

## 【幼稚園型 認定こども園】

に移行いたします



## 【移行について】

平成 25 年から川崎市より新制度移行について協力要請はありましたが、新制度に移行することが子どもの「幼児期を過ごす環境」として望ましい環境であるのか、単に幼稚園を保育所化するだけの施策なのではないかと、長期間に渡り担当部署と協議してまいりました。

「子ども・子育て支援新制度」が始まった平成 27 年度当初は危惧していた通りの問題が移行園で生じ、決して「幼稚園ならではの幼児教育環境」が守られているとは言えず、「待機児童対策」の機能のみが新制度移行園の役割の様に扱われていました。

勿論、この川崎市内に於いては待機児童問題も大きな課題であり、江川幼稚園も幼稚園という枠組みの中で預かり保育の充実を行う…などで協力体制を作ってきました。ですが、旧来の制度では保護者の金銭的負担を増やさずに「長時間預かり」の継続は人員配置上 困難である事。そして教職員への負担が増し「通常の教育活動 = 日々子どもへの保育」にもよくない影響が生じる事が他園から報告が上がってまいりました。

そこで、個々の幼稚園、川崎市幼稚園協会、神奈川県私立幼稚園連合会、全日本私立幼稚園連合会、全日本私立幼稚園教育研究機構、幼少年教育研究所といった関係団体を通じ「大切な幼児期の学びの場と環境」について国や地方自治体と協議し、調整することで「幼児教育」を実現できる様に新制度を「修正」してまいりました。

それによって、江川幼稚園が行っている「幼児期さながら」の教育活動や、「親子で紡ぐ大切な幼児期」を大切にしながら、同時に「就労をしながらも幼稚園を利用されているご家庭」の支援も新制度下でも可能になりました。

以前より入園説明会の折には、子どもが幼児期を過ごす場として複数の形態があること。江川幼稚園が旧来の「私学助成の幼稚園」から移行する事があるかもしれないとはお伝えしてまいりましたが、新制度が修正されたことにより、少しでも早くその体制をとる事が、子どもにとっても、保護者にとっても肝要であろうと考え、次年度からの移行と致しました。ご理解頂けます様 ご案内申し上げます。

基本的に新制度に移行しても江川幼稚園で行う教育活動は変わりません。ですが、新制度に移行することで、今までと変わる事項もありますので、主だった変更点を説明いたします。(詳細は重要事項説明書に記載)

重要事項説明書(案)より抜粋	1号認定児	2号認定児
<b>教育費について (共通)</b>	今まで、それぞれの世帯収入に応じて就園奨励費の補助がありましたが、新制度園では毎月納入頂く教育費が世帯収入に応じて減額されます。	
<b>教育時間 (共通)</b>	年間行事で定めた日程の9時から14時(水曜は11時30分)※行事により変更あり。	
<b>早朝預かり①</b>	8時～(有料:前日までに予約必要)	(就労時間によって)7時30分～
<b>早朝預かり②</b>	8時30分～(無料:事前予約不要)	
<b>きりん組(月火木金)</b>	14時30分～17時30分(有料:要予約)	14時30分～18時30分(保育料に含まれる)
<b>きりん組(水曜)</b>	12時～17時30分(有料:要予約)弁当持参	12時～18時30分(保育料に含まれる)
<b>給食弁当</b>	月～金(有料:前月に発注)	月～金(保育料に含まれる)+主食費
<b>送迎バス</b>	利用可能(時間の指定不可)	条件付きで利用可能(時間の指定不可)
<b>パン券・牛乳券</b>	利用可能	基本的に不可(要相談)
<b>母の会活動(共通)</b>	1号2号保護者共に参加頂けます。(2号保護者参加の場合には条件があります)	

## ※用語説明

【1号認定児】: 幼稚園利用対象児をこの様に呼称します。

3歳以上の2号認定児以外は全て1号認定児です。

【2号認定児】: 保育所利用対象児をこの様に呼称します。(川崎市HPを参照の事)

川崎市では「1日4時間以上、週4日以上(月16日以上)の保育が必要な世帯」の3歳以上の幼児